

第三者割当による第1回乃至第10回新株予約権発行についての Q&A 集

株主及び投資家の皆様からお寄せ頂いたご質問のうち、特に多かった項目について下記の通り Q&A 形式でお答え致しますので、ご参照下さいませ。

Q1.

今回本新株予約権の発行を決議した理由を教えてください。

A1.

居酒屋業態をはじめとする外食産業の競争が益々激化する中、当社は新業態の開発や新規出店を進めるとともに、店舗の統廃合または改修・改装を行い、業容の拡大と収益性の向上を常に図っているところでございます。当社は、今後の持続的な成長のためには、経営環境を見極めたうえで迅速な新規出店を行うこと、および適時適切に店舗の改装・改修を行うことが特に重要であると考え、計画を進めております。

競争が引続き激化する中で、この計画を着実に実行するためには、資金需要が具体化したタイミングで、エクイティ・ファイナンスや借入金による資金調達を含む多様な調達手段の中から、その時の株価動向や金利水準をはじめとする市場環境、経営環境等を勘案し、最良の調達手段を選択する途を確保しておくことが必要不可欠であると考えております。

そこで、現時点においては、必ずしも喫緊の資金需要や早急な自己資本拡充の必要性はございませんが、下記にございます本新株予約権の特徴を勘案し、将来において当社が資金調達を必要とした場合に備えて本新株予約権を発行しておくことにより資本政策の自由度を高め、環境変化に臨機応変に対応することが可能になると考え、今回本新株予約権の発行を決議した次第です。

- ① 当社が行使価額の修正開始が決定した後、割当予定先が行使最終期日までに行使を希望する新株予約権の個数を表明し、行使に先立ちその出資金総額(注)を当社に支払うため、当社は出資金総額分の資金調達ができること
- ② 平成 19 年 11 月 5 日以降、当社の判断で行使価額の修正開始を決定できるので、本新株予約権の行使が開始されるタイミングを実質的にコントロールすることができること
- ③ 行使価額の修正開始の決定後、新株予約権の行使の時期や価額が分散され、株価への影響の低減が期待できるとともに、一定の条件の下で、円滑かつ着実な自己資本拡充が期待できること
- ④ 行使価額の修正開始の決定後、株価が上昇した場合には希薄化が抑制されること
- ⑤ 資本政策の変更が必要になった場合には、当社の判断により残存する本新株予約権の全部または一部を取得できること

(注)出資金総額:割当予定先が行使最終期日までに行使することを表明した新株予約権の個数
×新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額。

Q2.

数ある調達方法の中、今回、本新株予約権を選択した理由を教えてください。

A2.

現時点においては、必ずしも喫緊の資金需要や早急な自己資本拡充の必要性はございませんが、下記でございます本新株予約権の特徴を勘案し、将来において当社が資金調達を必要とした場合に備えて本新株予約権を発行しておくことにより資本政策の自由度を高め、環境変化に臨機応変に対応することが可能になると考えた次第です。

- ① 当社が行使価額の修正開始が決定した後、割当予定先が行使最終期日までに行使を希望する新株予約権の個数を表明し、行使に先立ちその出資金総額を当社に支払うため、当社は出資金総額分の資金調達ができること
- ② 平成19年11月5日以降、当社の判断で行使価額の修正開始を決定できるので、本新株予約権の行使が開始されるタイミングを実質的にコントロールすることができること
- ③ 行使価額の修正開始の決定後、新株予約権の行使の時期や価額が分散され、株価への影響の低減が期待できるとともに、一定の条件の下で、円滑かつ着実な自己資本拡充が期待できること
- ④ 行使価額の修正開始の決定後、株価が上昇した場合には希薄化が抑制されること
- ⑤ 資本政策の変更が必要になった場合には、当社の判断により残存する本新株予約権の全部または一部を取得できること

Q3.

今回の調達方法である本新株予約権の主な特徴は何ですか？

A3.

本新株予約権は、

- ① 行使価額が、当初、発行決議日の株価終値よりも高く設定されております。
- ② 割当日の2ヶ月後以降、当社の判断により回号ごとの行使価額の修正開始の決定が行われると、行使価額は、その時の株価の90%に修正され、以降毎月一度その時の株価の90%に修正される、という設計となっております。
- ③ 行使価額の修正開始決定後、株価が上昇すれば行使価額も上方修正され希薄化の度合いが小さくなり、株価が下落すれば行使価額も下方修正され希薄化の度合いも大きくなります。
- ④ 当社が各回の本新株予約権ごとに行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先は、行使最終期日までに一定の条件の下でどれだけの新株予約権を行使するかを表明し、行使することを表明した個数の新株予約権の出資金総額の払込みを行い、当該出資金総額は、割当予定先がその後一定の条件の下で新株予約権の行使を行うことに伴い資本に切り替わる設計となっております。
- ⑤ 当社の判断で、いつでも残存する本新株予約権の全部または一部の取得が可能となっております。といった特徴がございます。

Q4.

今後の、具体的な行使価額修正の方法について教えてください。

A4.

本新株予約権の行使価額は、当初、発行決議日の株価終値よりも高い 1,231 円に設定され、割当日の 2 ヶ月後以降、当社の判断により、各回ごとに行使価額修正の開始を決定することができます。

当社が行使価額修正の開始の決定をしない限り、現状の行使価額がそのまま固定され、株価が行使価額を上回らない状況では、本新株予約権が行使される合理性はないものと考えております。

当社は、将来資金需要が具体化したタイミングで、エクイティ・ファイナンスや借入金による資金調達を含む多様な調達手段の中から、その時の株価動向や金利水準をはじめとする市場環境、経営環境等を勘案し、本新株予約権の行使価額修正の開始を決定して行使促進を図ることが最良の選択であると判断した場合に、適切な金額の行使価額修正の開始を決定する所存でございます。

Q5.

行使価額の修正の決定はいつ行うのですか。

A5.

将来資金需要が具体化したタイミングで、エクイティ・ファイナンスや借入金による資金調達を含む多様な調達手段の中から、その時の株価動向や金利水準をはじめとする市場環境、経営環境等を勘案し、本新株予約権の行使価額修正の開始を決定して行使促進を図ることが最良の選択であると判断した時に、適切な金額の行使価額修正の開始の決定を行う所存です。

Q6.

行使価額修正条項が付された新株予約権(MSCB 等)の問題点について、どう考えていますか？

A6.

一般的には新株予約権の行使価額が定期的に修正されると、株価が下落した局面では行使価額も下方修正されるため、希薄化の度合いは大きくなります。

しかし本新株予約権の行使価額は、当初、発行決議日の株価終値よりも高い位置で固定されており、当社が行使価額修正の開始の決定をしない限り、現状の行使価額がそのまま固定され、株価が行使価額を上回らない状況では、本新株予約権が行使される合理性はないものと考えております。

当社は、将来資金需要が具体化したタイミングで、エクイティ・ファイナンスや借入金による資金調達を含む多様な調達手段の中から、その時の株価動向や金利水準をはじめとする市場環境、経営環境等を勘案し、本新株予約権の行使価額修正の開始を決定して行使促進を図ることが最良の選択であると判断した場合に、適切な金額の行使価額修正の開始を決定する所存でございます。

また、行使価額の修正開始の決定を行うのは、第1回乃至第10回新株予約権の各回ごとであり、修正開始を行わなかった新株予約権の行使価額は当初の行使価額に固定されたままとなっており、行使価額の修正は行われません。

尚、行使価額の修正開始を決定した時点で、対象となる新株予約権と資金使途、修正された新しい行使価額を開示します。

Q7.

貸株・空売り等も行われるのですか？

A7.

割当予定先である野村証券株式会社との間で、本新株予約権の行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当該株式の借株を行わない旨、合意する予定であります。

なお、当社の特別利害関係者(東京証券取引所株式上場審査基準第4条第1項第2号aに定義される)と割当予定先である野村証券株式会社との間で、本ファイナンスに係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

以上